

証券投資信託約款変更に関する異議申立手続きのお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 26 年 1 月 14 日をもって投資信託約款（以下「約款」といいます。）を変更することに関して、異議申立手続きを実施いたしますので、約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

J-REIT オープン

2. 約款変更の理由

当ファンドは、わが国の REIT（不動産投資信託証券）を主要投資対象としておりますが、今般、運用の共通化・効率化を可能にするため、当ファンドと投資対象、投資態度および投資制限を全く同一とするマザーファンドを新設し、当ファンドの主要投資対象を新設のマザーファンドに変更する約款変更に関する異議申立の手続きをとることといたしました。

3. 約款変更の内容

下線部は変更部分を示します。

（変更後）	（変更前）
<p>運用の基本方針</p> <p><略></p> <p>1. <略></p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>J-REITオープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の不動産投資信託証券に直接投資する場合があります。</u></p> <p>わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p><u>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券に投資します。</u></p> <p><u>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</u></p> <p><略></p> <p>(3) 投資制限</p> <p>投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への直接投資は行ないません。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p><同左></p> <p>1. <同左></p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>わが国の不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。</u></p> <p>わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p><u>J-REITへの投資にあたっては、個別銘柄の流動性、収益性・成長性等を勘案して選定したJ-REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。</u></p> <p><u>J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。</u></p> <p><同左></p> <p>(3) 投資制限</p> <p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資は行ないません。</p>

<p>～ <略> 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。</p> <p>3. <略></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 18 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるJ-REITオープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 <以下略> <略></p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) 第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>(有価証券売却等の指図) 第 26 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第 27 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>～ <同左> 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。</p> <p>3. <同左></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 18 条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。</p> <p><同左> <同左></p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) 第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p><新設></p> <p>(有価証券売却等の指図) 第 26 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第 27 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
--	--

なお、重大な約款の変更には該当しませんが、上記の約款変更が適用となる場合は、当ファンドの名称を「J-REIT オープン(年 4 回決算型)」に変更する約款変更を平成 26 年 1 月 14 日適用で行なう予定です。

4. 変更の適用予定日

平成 26 年 1 月 14 日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更について異議申立をなさる受益者は、平成 25 年 11 月 18 日から平成 25 年

12月18日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内に異議申立をされる受益者の当該投資信託契約に係る受益権の口数が、平成25年11月18日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成26年1月14日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、異議申立をされる受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成25年12月21日から平成26年1月10日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成25年11月18日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社